

(例規 83)

陸幕施第 303 号
昭和 49 年 11 月 1 日

改正	昭和 53 年 12 月 15 日陸幕施第 295 号	昭和 61 年 1 月 22 日陸幕施第 16 号
	平成 2 年 2 月 21 日陸幕施第 48 号	平成 2 年 12 月 10 日陸幕施第 288 号
	平成 10 年 5 月 28 日陸幕施第 123 号	平成 15 年 7 月 30 日陸幕施第 149 号
	令和 3 年 3 月 19 日陸幕施第 70 号	令和 5 年 1 月 16 日陸幕施第 3 号

各 方 面 総 監
中央業務支援隊長 殿
自衛隊中央病院長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

消防用設備の設置基準について (通達)

標記について、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 並びに同法に基づく政令・省令・条例及びこれらに基づく告示等によるほか、消防に関する達 (陸上自衛隊達第 83-5 号) 第 13 条に基づき別冊のとおり定め、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。

消防用設備の設置基準

目次

- 第1 一般施設に対する消火器の配置基準
 - 第2 弾火薬類の貯蔵施設に対する設備基準
 - 第3 危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う施設に対する設備基準
 - 第4 消防車の配置基準
 - 第5 破壊具の配置基準
 - 第6 その他
- 別紙 破壊具の内訳表

第1 一般施設に対する消火器の配置基準

1 防火対象物の区分

駐屯地等における防火対象物の区分及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1の項番号は次表のとおりとする。

自衛隊における区分	消防法施行令別表第1の項番号	自衛隊の施設建築物の名称
第1 防火対象物	(一) ロ	講堂及び集会所
第2 防火対象物	(五) ロ	幹部隊舎、一般隊舎（宿泊の用に供する部分）
第3 防火対象物	(六) イ	中央及び地区病院
第4 防火対象物	(十二) イ	板金工場、木工場、塗装工場、発動機整備工場、施設車両修理工場（例えば、修理作業に供する部分を有する車庫、器材庫を含む。）
第5 防火対象物	(十三) イ	車庫
	(十三) ロ	整備格納庫、飛行格納庫
第6 防火対象物	(十四)	一般倉庫、補給倉庫、需品倉庫、器材庫
第7 防火対象物	(十五)	一般隊舎（宿泊の用に供する部分を除く。）、部隊本部、医務室、ボイラー室、受配電室、食厨
第8 防火対象物	(十六)	前各項以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるもの

注：○ 「医務室」「ボイラー室」「受配電室」及び「食厨」が独立の用途に供されているといえない場合（例 病院のボイラー室、工場の受配電室）には、それぞれの主たる用途によって、区分を定める。

：○ 法令に基づく消防同意を行う消防長又は消防署長の指導が本区分と異なる場合は、その指導に従うものとする。

2 消火器の種類・配置等

(1) 防火対象物に配置する小型消火器（第5種）の種類は、次に掲げるものとする。

ア 強化液消火器3ℓ施設用、強化液消火器6ℓ施設用及び強化液消火器8ℓ施設用

イ 化学泡消火器10ℓ施設用

ウ 機械泡消火器6ℓ施設用

エ ハロン1301消火器1.25kg施設用

オ 粉末ABC消火器3.0kg施設用及び粉末ABC消火器6.0kg施設用

カ 二酸化炭素消火器5形施設用及び二酸化炭素消火器7形施設用

(2) 防火対象物に配置する大型消火器（第4種）の種類は、次に掲げるものとする。

ア 粉末ABC消火器20kg施設用

イ 強化液消火器20ℓ施設用

ウ 化学泡消火器200ℓ施設用

エ 機械泡消火器20ℓ施設用

(3) 防火対象物に配置する移動式消火設備（第3種）の種類は、次に掲げるものとする。

ア 移動式粉末ABC消火設備33kg施設用

イ 移動式二酸化炭素消火設備90kg施設用

ウ 移動式泡消火設備施設用

(4) 防火対象物の区分に応じて配置する消火器は、次の各号に定めるところによる。

ア 第1防火対象物、第2防火対象物、第3防火対象物及び第6防火対象物に対しては、強化液消火器及び粉末ABC消火器を所要数の2分の1ずつ配置する。端数を生じた場合又は配置数が1本の場合は強化液消火器とする。

イ 第4防火対象物、第5防火対象物及び第7防火対象物に対しては、強化液消火器及び機械泡消火器又は化学泡消火器（設置場所の気温が+5℃以上とする。以下同じ。）を所要数の2分の1ずつ配置する。なお、端数を生じた場合又は配置数が1本の場合は、強化液消火器とする。

ウ 第8防火対象物及び第9防火対象物に対しては、第1防火対象物から第7防火対象物までの防火対象物の用途に供されている各部分ごとに前ア、イにより配置する。

エ 各防火対象物に消火器を増加配置する場合は、次の各号による。

(ア) 少量危険物の場合は、機械泡消火器又は化学泡消火器とする。ただし、アルカリ金属の過酸化物、鉄粉、金属粉、マグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの又は禁水性物品には、乾燥砂、膨張ひる石、又は膨張真珠岩とする。

(イ) 指定可燃物又は多量の火気を使用する場合は、大型消火器（第4種）にあつては強化液消火器20ℓ施設用又は粉末ABC消火器20kg施設用、

小型消火器（第5種）にあつては強化液消火器又は粉末ABC消火器とする。

- (ウ) 電気設備の場合は、ハロン消火器又は二酸化炭素消火器とする。
- (エ) ガス設備の場合は、粉末ABC消火器とする。
- (オ) 消防法施行令第13条に基づき設置する移動式消火設備（第3種）は、前号アからウまでのうち適するものとする。

第2 弾薬類の貯蔵施設に対する設備基準

1 弾薬支処（弾薬出張所を含む。以下同じ。）

- (1) 消火設備は、次の基準により配置する。
 - ア 弾薬庫・火工場に対しては、1棟ごとに強化液消火器2本及び水槽（190ℓ）1基以上とする。
 - イ 化学火工品庫に対しては、1棟ごとに機械泡消火器又は化学泡消火器2本及び乾燥砂50ℓ以上とする。
- (2) 消防法施行令第7条第3項に掲げる警報設備のうち1種類以上を設置する。
- (3) 前各号に掲げるほか、弾薬庫地域の立地条件等により、必要がある場合は、水槽又は屋外消火栓設備を設置する。

2 駐（分）屯地の弾薬庫等

- (1) 弾薬庫に対しては、1棟ごとに強化液消火器1本及び水槽（190ℓ）1基以上を配置する。
- (2) 化学火工品庫（火工場を含む。）に対しては、1棟ごとに機械泡消火器又は化学泡消火器1本及び乾燥砂50ℓ以上を配置する。

第3 危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う施設に対する設備基準

1 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第20条の規定により第4類の危険物に設置する第3種・第4種及び第5種の消火設備は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3種の消火設備は、原則として泡消火設備とする。
- (2) 第4種の消火設備は、機械泡消火器20ℓ施設用及び粉末ABC消火器20kg施設用とし、所要数の2分の1ずつ配置する。
 - なお、端数を生じた場合又は配置数が1本の場合は、粉末ABC消火器20kg施設用とする。
- (3) 第5種の消火設備は、機械泡消火器又は化学泡消火器とする。
- (4) 屋外貯蔵所
 - ア 指定数量の10倍未満を貯蔵する場合の消火設備
 - (ア) 能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達する第5種の消火設備とする。
 - (イ) 前(ア)は、防火対象物の各部分からの歩行距離が20m以下となるように配置する。
 - イ 指定数量の10倍以上を貯蔵する場合の消火設備

- (ア) 能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達する第4種の消火設備とする。
 - (イ) 前(ア)は、防火対象物の各部分からの歩行距離が30m以下となるように配置する。
 - (ウ) 前(ア)の能力単位の5分の1に達する第5種の消火設備を配置する。
- 2 前項に規定する以外の危険物に設置する消火設備は、消防法等関連法令等の設置基準による。
 - 3 演習場において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の消防用設備の設置基準は「消防法の適用を除外された防火対象物における消防用設備等の設置及び維持に関する訓令」(平成16年防衛庁訓令第1号)による。

第4 消防車の配置基準

- 1 各種消防車の配置基準は次表のとおりとする。

消防車の種類	配置基準
消防車(大型又は小型)	防火対象物の延面積が10,000㎡以上の駐(分)屯地及び弾薬支処の所在する駐(分)屯地に1台、ただし、化学消防車を配置する駐(分)屯地、可搬式消防ポンプへ換装した駐(分)屯地、消防機関が消防車は不要と判断した駐(分)屯地、中央病院及び地区病院を除く。
化学消防車	燃料支処(燃料出張所を含む。以下同じ。)の所在する駐(分)屯地及び宇治駐屯地に各1台。
救難消防車	飛行場(米軍との共同使用中の飛行場及び陸上幕僚長の指定する場外着陸場を含む。)を有する駐(分)屯地に国際民間航空機関(ICAO)の基準に準ずる台数を配置。

- 2 消防用ホース(呼び径65)及び消防服の備付基準は次表のとおりとする。

消防車の種類	消防用ホース(本)	消防服		空気マスク
		耐熱用(組)	防火用(組)	
大型消防車	10	0	7	3
小型消防車			4	
化学消防車	10	2	5	3
救難消防車	10	4	1	2

※ 可搬式消防ポンプの消防用ホースの規格、数量は納品時の構成品を、消防服は防火用4組を、また、空気マスクは3を備付基準とする。

第5 破壊具の配置基準

- 1 配置基準は、次表のとおりとする。

対象	数量
弾薬支処	編成定員 20 人につき 1 組の割合で算出した数量
燃料支処・宇治駐屯地	2 組
消防車（救難消防車を除く。）を配置しない駐（分）屯地	1 組

- 2 破壊具 1 組の内訳は、別表のとおりとする。
- 3 火災に際して、容易に使用できる位置に配置する。
- 4 配置箇所には「破壊具」と表示した標識を設置する。

第 6 その他

- 1 屋外消火栓設備は次の各号に掲げる場合に限り消防用ホース（呼び径 65）を設置する。
 なお、設置本数は、放水口 1 に対して 2 本の割合とする。
 - (1) 法令に定める基準により設置した場合
 - (2) 消防車（救難消防車を除く。）又は可搬式消防ポンプが進入できない地域にある場合
 - (3) 消防車（救難消防車を除く。）又は可搬式消防ポンプが配置していない駐（分）屯地等の場合
- 2 法令の設置基準によらない消防の用に供する設備は、特に認める場合を除き更新しない。
- 3 方面総監、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長はこの基準により難しいときは、陸上幕僚長の承認を得て変更することができる。

破壊具の内訳表

品名	規格	数量
とびぐち	頭部長 158 mm 柄長 1820 mm	5 個
ショベル (丸形)	J I S A8902 鉄製 Y形柄	2 個
つるはし又はマドック	2.5 kg	3 個
大づち	端面径 100 mm 柄長 910 mm	1 個
マニラロープ	J I S L2701 1種 径 26 mm 長 20m	1 巻
はしご (消防)	鋼管製・2連式 全長 5.5m	1 個